

はまゆう会館消防設備保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市はまゆう会館

横須賀市衣笠栄町 1 丁目 4 7 番地

2 内容

消防法に基づく上記施設内、消防設備の保守点検

3 業務内容

ア 点検対象

- (1) 消火器具
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) スプリンクラー設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) 非常放送設備
- (6) 避難器具設備
- (7) 誘導灯設備
- (8) 防火・排煙設備
- (9) 自家発電機設備

イ 点検内容

点検箇所については、別紙「消防設備表」による。

※点検後、機器に点検済票の貼付をすること。

(1) 機器点検（年 2 回）

次の事項について、消防用設備等の種類に応じ、告示で定める基準に従い確認すること。

- ① 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備）の正常な作動。
- ② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他、主として外観から判別できる事項
- ③ 消防用設備等の機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

(2) 総合点検（年 1 回）

消防設備の全部若しくは一部を動作させ、または当該消防用設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を消防用設備の種類に応じて、告示で定める基準に従い確認すること。

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

ア 点検に必要な資格を有する者に点検を行わせること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際、使用した施設・設備は原状回復すること。

エ 消防設備に関する故障・事故または異常については、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。

オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。

カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。

はまゆう会館消防設備表

種 類	設 置 台 数	点 検	
		機器	総合
消火器	粉末小型50本	○	
屋内消火栓設備	ポンプ1台・屋内消火栓14箇所	○	○
スプリンクラー設備	ポンプ1台・起動盤1台	○	○
採水口設備	スプリンクラーヘッド1式・連結送水装置1台・ 検知器2台・一斉開放弁5個・自動起動装置1式	○	○
自動火災報知設備	受信機1台・副受信機1台・表示機1台・消火栓連動 起動装置1台・発信機14台・地区音響装置16台・ 感知器233台(煙感知器219台・熱感知器16台)	○	○
非常放送設備	放送設備(一式)	○	○
避難器具設備	避難はしご1台・緩降機1台	○	○
誘導灯設備	避難口、通路、階段 計76台	○	
防火・排煙設備	連動制御盤1回線・感知器13台・ 防火シャッター6基・防火戸5枚・ 防火ダンパー79基・手動開放装置16基・ 排煙機2台・排煙口10台・電源装置1式	○	○
自家発電設備	ディーゼルエンジン1台・交流発電機1台 制御盤1台・始動装置1台	○	○

※点検期間は消防庁告示に基づく。

